

長野市農業委員会 第 25 回総会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 2 月 28 日 (月)
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 2 時 40 分
- 2 場 所 講堂 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員
1 番 善財 良治 2 番 池田 昌子 3 番 青木 保
4 番 曾根 信一 6 番 岡村 豊 8 番 青木 明夫
9 番 小林 清男 10 番 村田千代春 11 番 佐藤 太吉
13 番 北村 守 18 番 関 正和 20 番 松田 光平
23 番 和田 修 24 番 北原 幸平 25 番 北村 正彰
- 4 欠席委員
5 番 田中 章一 7 番 鈴木 洋一 12 番 小滝 愛子
14 番 中島 清 15 番 林部 安壽 16 番 羽田 悟
17 番 中澤 澄夫 19 番 吉原 俊夫 21 番 酒井 昌之
22 番 塚田 厚
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 市川 隆道 主幹兼事務局長補佐 竹下今朝光 事務局長補佐 松橋 泰
事務局長補佐 竹内 晃仁 係 長 大前 健 主 査 酒井 雅宏
農業政策課
主 査 豊田 浩二
- 6 議 事
 - (1) 農地法等に係る事項について
議案第 221 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 222 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 223 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 224 号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第 225 号 非農地決定について
報告第 102 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 103 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 104 号 営農型発電設備の下部農地における農作物の状況報告について
 - (2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第 226 号 長野市開発審査会委員の推薦について

曾根会長代理 定刻になりましたので、これから総会を開会していきたいと思
います。局長さん見えられたら挨拶をいただきたいと思
いますのでよろしく願いいたします。

昨日、猟友会の皆さんと大岡地区で巻狩りを行いまして参加
しました。午前中に2回、午後2回シカ追いを行いました。シ
カは1頭しか成果が上がらなかったですが、撃つ方と勢子に分
かれて行いました。私も勢子の方をやったのですが、歩数は雪
の中で大体一万歩を歩きました。どうなるかという、もう足
はガクガクで車に戻るのがやっとという状況で猟友会の皆さん
の大変さを本当に痛感した一日でした。

第25回総会にご出席いただきましてありがとうございます。
会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。
通常でありましたら委員の皆さんにご唱和いただくところ
ですが新型コロナウイルスの感染症拡大のため、私が農業委員会
憲章を読み上げますので委員の皆さんは着座のまま黙読をお
願いします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ありがとうございます。ただ今から第25回総会を開催
いたします。お手元に総会次第及び資料を用意しております
ので、ご確認をいただきたいと存じます。

本日の総会につきまして、現在の出席委員数は、在任委員25
名中15名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関
する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、1月の
地区調査会においてご了解をいただき、1月、2月の総会につ
いては、会長、会長代理、地区調査会長以外の農業委員の出
席を半数とし、総会の要件を満たす過半数を確保した上で開催
させていただきました。参考までに申し上げますが、欠席委員は
委員番号17番 中澤委員です。挨拶ですが、初めに青木会長
よりお願いいたします。

青木会長 改めまして皆さんこんにちは。いよいよ春に向けて陽の光も
少し柔らかくなってきたかなという今日この頃でございます。
先月に続いて、引き続き委員半数という変則的な会議でござ
いますけれども、コロナ禍を乗り越えるということから、やむ
を得ない事態かなと思っております。

十数年ぶりの大雪ということで、長野市から北部については
非常に大きな雪害の心配も出てきております。それから長野
市でも中山間地域、特に西山地区を含めて、果樹の根っこが
雪に引っ張られて木が割れるという被害があります。また、
今、曾根代理さんからもお話ありましたように、シカだとか
有害鳥獣

は積雪により電気柵を越えて中に入ってくるということで、長野市でも、既にりんごの花芽が食害を受けているとの情報を受けております。

それから、コロナ感染症については現在、まん延防止の適用地域であります。長野市は来月の6日までということになっていますが、一部にはまだ延長されるのではないかとということで、経済の方も含めて非常に心配されます。

また、お米の消費がだいぶ低迷しているということで、現在、農政課のほうで、今年の作付けの関係で苦勞して調整をしているようです。特に食用米の作付面積について、国からの割り当てにより、生産者の調整ということで、JAさん含めて行っていると聞いております。

それから問題の油ですね。原油の問題です。ご承知のとおり、ウクライナへのロシアの侵攻ということで、非常に世の中、混沌としております。この前の市長さんとお話の中では、私どもの要求項目の一つとして、具体的な形でお話を申し上げました。私のほうも事前に両JAさんの責任者の方から今、組合員の状況はどうかというお話を聞きました。トータルでは100人に満たないような状況です。いわゆるハウス栽培関係ですね。キノコも含めてというお話でした。これは長引くと、ボディーブローで相当、経営に響いてくるというようなことで、この辺についても善処をお願いし、動きに注目していただきたいということをお話を申し上げました。

それから今ほとんど24時間、ロシアのウクライナの侵攻の話題で、映像でしか見ていませんけれど、市民の逃げ惑う姿を見て本当に腹立たしいし、心が痛む心境でございます。

ウクライナは私もまだ行ったことがありませんけれども、非常に国土も肥沃ということ。小麦、大豆、トウモロコシ、これらは相当なヨーロッパにおける食料の供給源ということですね。日本の耕作分の約6倍があるということです。それによりウクライナは外貨を稼いで国が成り立つという状況のようです。今日もニュースでやっていましたが、ロシアはもしかすると夏から秋にかけて、それを全部焼き払ってしまうのではないかとというような話が話題として出ていました。非常に恐ろしいことでもあります。

いずれにしても、いわゆる食料の絶対的な量の不足ということが間違いなく起きますし、そうなりますと当然、各国へのプッシュとなります。当然、日本も絶対量が間に合わなくなれば、最終的にはやはり、農地を荒らさないで全てに食料をきちっと作って、自給自足を高めていくということが大きな私どもの課

題ではないかというふうに考えております。

それから、新聞に掲載させていただきましたけれども、荻原市長さんに対して、皆さんで決定いただきました意見書を提出させていただきました。市長さんは初めてですので、細かいことはあまりわからないかと思ったのですが、結構内容的に理解を示していただきまして、一つ一つの項目について私のほうからきちっとご説明申し上げました。市長さんのほうから長野市において農業は基幹産業であるということから、間違いなく全力で取り組みますとお話しされました。もう既に東京へも何回も行って、トップセールスもやってきています。それから、現地へも足を運んでおられるようです。そんなことで、「青木会長、間違いなくやります。いろいろあったらまた意見具申をしてほしい」というお話もありましたので、間断なくそういった活動を進めていきたいというふうに思っています。

それから、私事で恐縮ですけれども、ここにもちょっと書きましたが、多面的機能支払交付金制度に全項目を組みますと、1反歩当たり5,000円ちょっと交付されます。ですから、1町歩で50,000円ですよね。そういう補助金が出るということです。私の所も地区でやっていますけれど、大体、年間150万ぐらい国から交付されます。そうしますとそれを財源にして、地域の荒廃地の防止だとか、それから道路だとか、それから用水、水の管理などに出た方には日当を出しています。日当は、大体、800円から850円ぐらい出しています。そういった活動を展開しております。綿内だけで、私の所の地域だけで、今、ほとんどの地区がこの制度を利用するようにこの4月になります。というのは、今ここに、池田農業委員もおりますけれども、今年、池田農業委員のところの集落を中心にこの制度を活用するというのでスタートいたします。

それからもう一つ、ここにも書きましたけれども、私どもの河川敷の農地、ここは優良農地なのですが、面積的には50町歩ありますけれども、35町歩ぐらいがこれに該当します。約450人の方がいわゆる耕作者としておりますけれども、この方たちに協力を得て、この4月からここもスタートさせます。ここは白地ですけど、本来この多面的機能支払は、農振エリアということが一応決まっているのです。ただし特別な所についてはそれを認めますというただし書きがあります。私ども、当然、農政課さんとか県の地域振興局等々含めてお願いに行きまして、地元がそういうことであれば本庁に確認するというので、本庁に確認しましたら、届け出てくださいということで、白地でも認められました。

多分この中でも、いわゆる河川敷を持っておられるところもあると思います。そういうところも、地域がその気になれば十分、活動ができますので、ぜひそんなところも含めて、活動の参考になればありがたいなというふうに思っています。

私ども、ざっと35町歩ぐらいありますから、そうすると180万ぐらいのお金が年間入ってきます。そのお金で、道路のメンテナンスをしたり、草刈りをしたり、時には雑木の抜根だとか、そういったものの対応が十分できます。そんなことも、地域で一体となって活動できる大きな財源になりますので、ぜひこういった制度を活用していただければありがたいかなというふうに思っております。そんなことで、また新しい元気の源が、地域は出てくるなということで期待をしておるところでございます。

最後になりますけども、長野市の当初予算案がこの前、新聞にも載っておりましたけれども、約1,600億円の金額で計上されておりました。農業につきましては、まだ細かい説明までは受けていませんけれども、一つは、当然、市長さんのトップセールスということで、今以上に動いていただくということ。それから、この委員会でも提議されました、農業収入保険の新規加入者についての一部補助金を出しましょうということ。一定の財源を確保していただいたようです。私どもは、加入者全員それなりの恩恵があるというふうに希望しているのですが、なかなか財源元を考えるとそこまではいかないということで、取りあえず第一歩ということ。そういった取り組みが行政としても、ようやく実現の運びになります。

また、松田委員がおられますけれども、松田委員、鈴木委員にきちんと、この案を通してもらって、ぜひ実現していただければありがたいかなというふうに思っています。

ですからいろいろ要望ありますので、即、今日言ったから明日からとはいきませんが、根気よく、要望を出すことによって、情勢も変わっていきますから、こつこつと活動を進めていければありがたいかなというふうに思います。

いろいろしゃべりましたけれども、いずれにしても、暗い世の中にちょっとなりかけていますけれども、太陽に向かって元気よく活動していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

曾根会長代理

青木会長、ありがとうございました。続きまして、市川事務局長より、ご挨拶をお願いします。

市川事務局長

どうもこんにちは、事務局の市川でございます。本日はご多用の中、青木会長をはじめ、委員の皆さまには、第25回長野市

農業委員会総会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。コロナの感染状況を注視しながらの開催とさせていただいているわけですが、委員皆さまにはご理解ご協力をいただいております。感謝を申し上げます。

1月から2月にかけては、各種行事を多々計画をしておいたわけですが、中止あるいは変更に追い込まれたというところがございます。今後の、コロナ感染拡大等の状況にもよりますが、できるだけ早いうちに通常の委員会活動が可能となることを祈っているというところがございます。本日の会議事項は、農地法関係等議案が6件、報告案件が3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、規定に基づきまして、私、青木が議事進行を務めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきますので、ご容赦いただきたいと思っております。

それでは最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号1番 善財良治委員と、議席番号2番 池田昌子委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございます。事前にこの規定に該当するとの申し出はありませんでしたが、ここで再確認をいたします。

本日の議案案件の中に、委員または委員の同居親族、委員の配偶者が、当事者、同意者、利害関係者となっておられる方がございましたら、お申し出ください。おられませんか。

【該当者なし】

議長 いないということで確認をさせていただきます。次に、議案の修正等の報告を事務局からお願いいたします。

酒井主査 事務局の酒井です。議案の訂正事項について、ご報告申し上げます。総会での新たな訂正はございませんが、先日の調査会にてご報告申し上げたとおり、農地法等議案本冊の7ページ。5条、番号1の備考欄。機構意見を追加となります。

また、農振除外等に係る意見聴取についての別冊 25 ページ。農振除外、番号 5。開発許可の見込みの有無につきまして、許可必要が許可不要に訂正となります。事務局からは以上となります。

議長 ありがとうございます。それでは議事に入ります。最初に議案第 221 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

竹下主幹兼事務局長補佐 事務局の竹下です。初めに本日の資料ですが、農地法の議案に係る本冊の他、農振除外等に係る意見聴取についての別冊がございます。よろしくお願いいいたします。着座にて失礼いたします。

それでは議案第 221 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。第 25 回総会農地法等議案の 1 ページをご覧ください。番号 1 番から 3 ページの 10 番までの合計 10 件でございます。内容は、所有権移転案件が 5 件、賃貸借権設定案件が 1 件、使用貸借権設定案件が 4 件となります。

また、農家創設が 2 件ございます。申請案件の内容につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断をいたしました。ご審議のほど、よろしくお願いい申し上げます。

議長 ただ今、事務局から説明がありました、本議案は長野市農業委員会規則第 3 条第 8 項の規定により、各地区調査会で、総会に付すべき意見を検討いただいております。それでは各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1 番から 3 番、お願いいいたします。

関地区調査会長 北部地区調査会の関です。2 番 3 番につきましては、渡人が同じ案件であります。3 件とも、地域との調和要件等、支障を生じる恐れがないと認められるため、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、中部地区調査会長から、4 番、お願いいいたします。

北村地区調査会長 4 番についてですが、許可条件に適合しており、全く問題ないというふうに判断いたしました。以上であります。

議長 続きまして、南部地区調査会長から、5 番から 8 番、お願いいいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。よろしくお願いいいたします。まず 5 番 6 番 7 番なのですが、同一の受人による農家創設の件です。受人は高齢ではいらっしゃいますが、自分が定年退職して

から実家でお兄さんを手伝うような形でリンゴ、モモ、野菜の栽培をずっとやってこられまして、技術的なものはほとんど習得済みということのようです。

今回、実家のお兄さんの体調が少し悪くなったということで、それを引き継いでやるってというような形で、今まで借りていた5番のところなのですが、一部は所有権移転。それから6番は、同じ方からですが、使用貸借。それから7番は、実家の●●さん。この方はお兄さんです。ここからも使用貸借権という形で、所有権移転したり、借りたりしてということで、農家創設ということでございます。

調査会に本人さんお見えいただいて、ご説明いただきました。高齢ではいらっしゃいますが、もちろん元気でいらっしゃいまして、今までお兄さんをずっと手伝っていたのを今度自分でというふうなことで張り切っていらっしゃいました。

たまたまですが、娘さんご夫婦も同居されておまして、それもあと5年くらいで退職になるということのようで、その後は一緒に農業をやっていくということのようです。いろんなことから考えて、計画的に耕作できるというふうに判断いたしました。

8番は無償の所有権移転で、下限面積等の条件を満たしており、問題ないと判断しました。以上です。

議 長 それでは、続きまして、東部地区調査会長から、9番10番、お願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。9番10番につきましては、●●さんという方で、農家創設の関係であります。●●さんはまだ30代ということと、あと奥さんも30代で、大変若い方々であります。

去年の2月に農家相談会に来て、「私、農業やりたいんです」というふうに奥さんが言いだしまして、いろいろ説明したのですが、やる気がある方で、豊栄西条の地区なので、最低限は10アールということですが、農地を借りて、10反6畝であります。農家を創設するということでもあります。

一応、彼女たちは、酪農の関係の大学に行っておりまして、最終的には10年後ぐらいまでには、黒毛和牛の繁殖をしていきたいというようなことでもあります。大変、やる気があるということで、調査会全員で応援をしたいというような雰囲気になりました。そんなことで、特に問題ないということで調査会では承認させていただきます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特段

ありませんか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでございますので、採決に移ります。議案第 221 号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成の意思表示を確認させていただきましたので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 222 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼 事務局 長 補佐 議案第 222 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。農地法等議案の 5 ページをご覧ください。番号 1 番の 1 件で、内容は、農業用倉庫を建築する転用案件です。なお、5 条 6 番と関連する案件になります。内容につきましては議案に記載のとおりとなっており、許可要件に照らし、立地条件等、特に問題ないと判断いたしました。ご審議のほどお願い申し上げます。

なお、先月の総会で許可すべきものとご決定をいただき、県に進達いたしました農地法第 4 条の 2 件の案件は、全て許可済みとなっておりますので、報告させていただきます。以上となりますが、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それではこの案件につきまして、南部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。5 条の 6 番との関係があるというお話いただきましたけど、昭和 63 年に農地に農業用倉庫を建築して、許可を得ずにずっと今まで使用してきたのですが、今回、隣接する土地の所有者、これは違う方なのですが、この土地へ倉庫がはみ出しているということが判明しました。これは 5 条のほうで、所有権移転という申請になっています。4 条のほうは、追認ということでの申請です。検討した結果、問題ないという判断をしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに南部地区調査会長からの報告についてご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがですか。特によろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは意見はないものとして採決に入らせていただきます。議案第 222 号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員賛成を確認させていただきましたので、議案第 222 号は、許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第 223 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局補佐 議案第 223 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。7 ページをご覧ください。番号 1 番から 9 ページの 9 番までの 9 件です。1 番は、木材置き場を設置する転用案件です。2 番は、農家分家住宅を建築する転用案件です。3 番は、農機具置き場を設置する転用案件です。8 ページをご覧ください。4 番は、資材置き場、駐車場を設置する転用案件です。5 番は、住宅進入路を設置する転用案件です。6 番は、農業用倉庫を建築する転用案件です。4 条 1 番との関連する案件です。7 番は農家分家住宅を建築する転用案件です。9 ページをご覧ください。8 番は、資材置場、駐車場を設置する転用案件です。9 番は、農業用倉庫、作業場を設置する転用案件です。なお、1 番については、転用面積が 30 アールを超えており、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める案件であるため、北信地区常設審議委員会及び県常設審議委員会で審議いただいた結果を踏まえて、長野県で許可の判断を行うものになります。

また、番号 2 番と 7 番は、備考欄に開発許可の記載がございます。市街化調整区域において、宅地造成や建物建築のような開発許可を行う場合に必要となります。開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みがあるものでございます。

以上、説明申し上げました申請案件のその他条件につきましては、議案に記載のとおりとなっております。許可要件に照らし、立地条件等、特に問題ないと判断いたしました。

なお、先月の総会で許可すべきものをご決定いただき、県に進達いたしました農地法第 5 条の 7 件の案件のうち、開発許可の必要な案件 1 件については、許可証がまだ届いておりませんが、許可は間違いのないものと考えております。以上になりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは 1 番から 9 番について各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から 1 番お願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。1 番につきましては、周辺農地の

営農条件等に、支障の生じる恐れがないと認められるため、調査会では許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、2番から5番お願いいたします。

北村地区調査会長 2番から5番なのですが、今、事務局から説明あったように、農家分家住宅なり農機具置き場等々なんですけども、いずれも周辺農地の営農条件に支障が、生じる恐れがないと認められて、許可相当と判断をいたしました。以上になります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、6番7番、お願いいたします。

村田地区調査会長 南部調査会、村田です。6番は先ほど申し上げましたとおり、倉庫がはみ出していて、その土地を所有権移転で購入するという案件です。

7番は、農家分家住宅について、いずれも地区調査会で検討した結果、許可要件に適合し、周りの農地にも影響がないと判断しました。以上です。

議 長 それでは、東部地区調査会長から、8番9番、お願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。8番につきましては、浄化槽の掃除をする業者であります。自分の敷地が手狭になったということで、4軒の農家さんから敷地を借りまして、資材置き場、駐車場、ホースとかバックホーとか自分の自家用車を止めるというようなことであります。

それと9番につきましては、遠い所の埼玉の方なのですが、いところであります。●●さんは、今までも管理をしていましたが、今回、正規に手続きをするということになりました。倉庫とか作業所の設置をしていきたいというようなことであります。調査会の中でも、検討した中で、特に問題ないという判断になりました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特にいいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がないようでありますので、採決に入ります。議案第223号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成が確認できました。よって議案第223号は全て許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第 224 号 農振除外等に係る意見聴取についての議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。

農業政策課
豊田主査

農業政策課の豊田と申します。よろしくお願ひいたします。私のほうから、議案番号 224 号 農振除外等に関わる意見聴取につきまして、ご説明申し上げます。

資料につきまして、右上に別冊と書いてございます、第 25 回農業委員会総会議案になります。資料の 1 ページ 2 ページをご覧ください。こちらにつきまして、除外案件受付表がありますのでご覧ください。今回の農業振興整備計画の変更は、除外 5 件になります。

まず資料 3 ページをご覧ください。除外番号 1 です。事業計画者、土地所有者の●●さんは、母屋に隣接する農地につきまして、米乾燥機等の、農業用倉庫として既に利用しているため追認となります。

除外申出地は、鬼無里字土倉で、地目は畑。除外面積は 132 m²。土地改良事業等の実施はございません。農地法は 2 種農地、2 アール未満の届出により、転用見込みあり。開発許可は、都市計画区域外のため、許可不要となっております。また、除外 5 要件につきましては、全て満たしている状況です。

続いて内容説明ですが、事業計画者は、鬼無里地区に、水稻を中心に 12,000 m²ほど営農していますが、母屋に隣接する農地に農業用機械等（トラクター、耕運機、米乾燥機等）を保管するための倉庫を建設し、農業用資材置場及び作業スペースということで使用しています。なお、申出地は、農用地区域の変更が必要という認識はございませんで、今回あらためて申し出するものです。

4 から 9 ページにつきまして、位置図、平面図、立面図、配置図等を添付しておりますので、参考にご覧ください。

続きまして 10 ページ、除外番号 2 になります。事業計画者の●●株式会社は、調剤薬局の運営をしており、申出地南側に隣接する●●の従業員及び薬局利用者等の駐車場としまして、●●さん所有の土地を購入し、貸駐車場として整備するため、申出するものです。

除外申出地は、富竹字宮田で、地目は田。除外面積は 1,322 m²。善光寺平土地改良区の受益地ですが、土地改良事業等の実施はございません。農地法は 3 種農地で転用見込みあり。開発許可は建築物がないため、許可不要となっております。除外 5 要件は全て満たしている状況です。

続いて内容説明です。事業計画者は、申出地南側に隣接しま

す●●の駐車場が手狭であることから、従業員並びに薬局利用者のための貸駐車場として利用するため申出するもの。現在、利用している薬局敷地内は8台分の駐車スペースしかないため、従業員(15台)は、個々に契約駐車場を使用する必要があり、通勤の利便性を欠いている。なお、薬局利用のための駐車場については、1時間平均15台。1日平均150台程度であり、また、研修・実習開催時はさらに15台分程度が必要となるため、合計約45台分の駐車スペースが必要であることから、新規に35台分の駐車場を整備し、既存の駐車場と合わせ、所要台数の確保を図るものとなっております。

次ページ、11から12ページに位置図。また、駐車場造成工事平面図。13ページから15ページには、従業員の現在の駐車状況略図、また現況写真を添付していますので、参考にご覧ください。

次にいきます。16ページ、除外番号3です。事業計画者の、株式会社●●は、建設、廃棄物収集運搬事業等を営んでおります。現状、事業地から離れた位置に資材置場や大型車の駐車場を確保しており、事業上、効率が悪いことから、事業地に隣接する●●さん所有の土地に駐車場、資材置場等を整備するため、申出するものです。

除外申出地は、若穂綿内字大豆皮●●で、地目は畑。除外面積は3筆合計1,243㎡。河東土地改良区の受益地ですが、土地改良事業等の実施はありません。農地法は1種農地ですが、集落接続により転用見込みあり。開発許可は、建築物がないため許可不要となっております。除外5要件は全て満たしている状況です。

続きまして内容説明ですが、事業計画者は主に建設、廃棄物収集運搬事業等を営んでおり、西側に隣接する既存の事業地と、一体的利用が可能な申出地におきまして、従業員車両、作業用軽トラック、大型パッカー車等の駐車及び土砂、建築資材等置場を集約して使用するため申出するものです。次ページ、17、18ページに配置図。19、20ページでは現在の事業地略図。現況写真を添付しておりますので参考にご覧ください。

次に進みます。21ページ。除外番号4になります。事業計画者の●●さんは、●●さん所有の土地におきまして、母屋の駐車場及び物置を設置し、既に利用しているため追認となります。除外申出地は、中条字神宮寺●●。地目は畑。除外面積は129㎡。土地改良事業等の実施はございません。農地法は2種農地ですが既存の拡張で転用見込みあり。開発許可は、都市計画区域外のため許可不要となっております。また、除外5要件

は全て満たしている状況です。

続きまして内容説明です。事業計画者は中条地区において水稲を中心に4,800㎡ほど営農しています。母屋に隣接する農地にカーポート及び物置を建設し、自宅用駐車場として使用していた。なお、申出地は、農用地区域の変更が必要という認識がなかったため、今回改めて申し出するものとなっています。次ページ22から24ページに位置図、配置図、現況写真を添付していますので、参考にご覧ください。

最後になります。25ページ、除外番号5になります。事業計画者の●●株式会社は、既存工場敷地内での大型トラック搬入作業等のスペース確保と、従業員の駐車場確保が必要であることから、●●さん、外11名所有の土地に駐車場を整備するため申出するものです。除外申出地は、若穂川田字外新田乙●●外12筆。地目は全て畑。除外面積は13筆合計4,614㎡。川田土地改良区の受益地でございますが、土地改良事業等の実施はありません。農地法は1種農地ですが、既存拡張により転用見込みありとなります。また、開発許可についてですけれども、調査会で周知させていただきましたとおり、許可必要を訂正しまして、建築物の計画がないことから、開発許可不要となっております。続きまして内容説明です。事業計画者は主に金属、樹脂、セラミック等の表面処理加工業を営んでおり、既存敷地は工場、倉庫、駐車場として利用しています。従業員は現在124名いるが、駐車スペースが30台分ほど不足しており、時差出勤やシフトの見直し等で対応している状況です。今回、事業拡大により、従来の駐車場を大型トラックの積み込み作業をスペース及び待機場所とするため、新たな駐車場120台分を隣接地に確保し、業務の効率化及び安全性を図りたいもの。なお、隣接農地境にはフェンスと消毒飛散防止ネットを設置する計画である、です。また、隣地農地所有者には、農薬散布や草刈りなどの作業に対しまして、被害の申し立てを行わない旨の誓約書を会社から提出しておりますので、申し添えます。26ページから28ページに、位置図、配置図、平面図。29、30ページには、現地、事業地の駐車可能台数略図、現況写真を添付していますので参考にご覧ください。農振除外についての説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは、各地区調査会長から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から2番、お願いいたします。

関 地区調査会長 　　北部地区調査会の関です。ナンバー2につきましては、除外要件等を満たしておりまして、許可ができるというふうに判断

をいたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から1番、4番、お願いいたします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村です。書面審議をさせていただきました結果、全員の賛成をいただきまして、除外5要件に適用しており、1番と、もう一つの4番つきましても、原案どおり問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それでは続きまして、東部地区調査会長から3番、5番をお願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。まず、3番であります、この会社につきましても、建設とか廃棄の関係の運搬事業ということでありまして、至る所に駐車場とか資材置場というのがありましたが、今回、借りられる畑を駐車場にして、パッカー車を含む全ての車を駐車したり、土砂とか建設の資材を置くということです。すぐそばに本社の工場があり、従業員の方の効率化もよくなり、周りの畑にも広がらないということでもありますので、調査会の中でも、特に問題なしという判断にさせていただきました。

次に5番につきましても、今回、農振除外ということで、既存敷地の約半分の部分を農地から駐車場に変えていくという案件であります。この案件の他に、最終的には駐車場の北側の優秀な農地の一角近くに、工場を建てるということの計画が第2番目として出てきます。

それで今回、駐車場だけ審査しても、第二段階で工場建設が計画されており、そうすると、日照不足とかそういうような影響が出てくるというようなことで、今回調査会の中でいろいろ検討したのですが、今回の駐車場が許可されれば、なし崩しに工場建設が行われていく可能性があるとか、工場を敷地のどこに建てるかによって、周りの畑に日陰の影響が出てくるということで、そういう設計図もまだ未確定な部分があって、影響がどのように出るかが分からない状態だということ。あと3番目としまして、駐車場の隣接の承諾、隣接する畑の農家の承諾は得られているのですが、今度はその工場を建設する農地区画に隣接する農家にも説明が行われていないということでもあります。ですから説明会を開催して、承諾とかそういうことを事前に得ていただきたいということです。あと、工場から排出される水が、全ての水路で、かん水用などに安全に使用できるかという水質検査もしてほしいというような意見も出ました。従って、現時点では5番の案件につきましても、調査会の中では許可することはできないという結論になりました。工場側が

工場関係の周りの農家とか、地域の方の承諾をある程度しっかり得られた中で、駐車場から許可をやっていったらどうでしょうかということで、現段階ではまだ除外は適当でないとして、継続審議ということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 　ただ今5件の農振除外に係る意見聴取の提案がなされております。まず、それぞれの案件に対しまして調査会長のほうからご説明、報告を受けましたけれども、この内容につきまして皆さんのほうからご質問等ございましたら、ご発言をお願ひいたします。いかがでしょうか。

松 田 委 員 　ちょっといいですか。

議 長 　はい。松田委員。

松 田 委 員 　5番の案件について、確か半年ほど前にも同じ会社から駐車場の申請が出ていたと思うのですが、それは取り消しになったのでしょうかね。

議 長 　事務局のほうで回答お願ひします。

農 業 政 策 課 　農業政策課、豊田です。今、松田委員からお話ありましたことにつきまして、同一の場所において駐車場という形で審議させていただいた経緯がございます。

豊 田 主 査 　こちらにつきましては、現敷地内に工場のほうを建築したいというご意向があり、敷地外に駐車場を設置したいというものでありましたが、駐車場につきましては取り下げをいただいている状態でございます。今回、あらためて駐車場のほうは2度目になりますけれども、審議させていただくという形になっております。

議 長 　松田委員、いいですか。他いかがですか。よろしいですか。それでは、意見も出尽くしたようでございますので、採決に入りたいと思ひます。東部調査会長から、調査結果報告の中に、5番については、現段階では除外は適当でなく、継続審議ということで調査会としていきたいということなので、5番については採決から外したいというふうに思ひます。

　1番から4番まで採決をさせていただき、5番については引き続き継続審議という形で取り扱いたいと思ひますけれどもよろしいですかね。

　それでは確認をさせていただきます。議案第224号の除外申請5件のうち5番を除いた4件について除外申請することが相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　ありがとうございます。全員の確認ができましたので、議案第224号につきましては、5番を除いた4件について、除外することが相当であると決定し、長野市長に意見を提出いたし

ます。

続きまして、議案第 225 号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

竹下主幹兼
事務局長補佐

議案第 225 号 非農地決定についてご説明申し上げます。本冊の 11 ページをご覧ください。番号 1 番から 12 ページの 28 番まででございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付し、農地所有者からの非農地通知交付申請書により総会で非農地決定をお願いするものです。

表の下に集計が載っており、今月ご決定いただくものは、山林が 14 筆で、面積が 6,786 m²。原野が 14 筆で、面積は 4,434 m²。合わせて 28 筆、11,220 m²でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議

長 ただ今、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがですか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議

長 無いようでございますので、採決に入ります。議案第 225 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手、求めます。

【全員挙手】

議

長 ありがとうございます。全員賛成が確認できましたので、議案第 225 号は原案のとおり決定いたしました。

それから報告ですが、関委員ですけれども、どうしても所用で抜けなきゃならないということで先ほど退席をいたしましたので、ご承知をお願いしたいと思います。

続きまして、報告第 102 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告第 103 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出についての 2 件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

竹下主幹兼
事務局長補佐

報告第 102 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出についてご報告申し上げます。13 ページをご覧ください。番号 72 番から 74 番までの 3 件です。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届ければよいことになっております。4 条の転用届となり、自己転用いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長の専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。

続きまして、報告第 103 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてご報告申し上げます。15 ページをご覧ください。番号 162 番から 18 ページの 175 番までの 14 件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届で、農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっております書類等特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。以上、報告案件の 2 件についてご説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今、事務局から報告第 102 号、第 103 号について説明をいただきました。発言のある方は挙手をしてお願ひいたします。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 ご質問がないようでございますので、報告案件でございますのでご了解いただきますようお願いを申し上げます。

続きまして報告第 104 号 営農型発電設備の下部農地における農作物の状況報告を議題といたします。事務局から説明をお願ひいたします。

竹下主幹兼 事務局 長 補佐 報告第 104 号 営農型発電設備の下部農地における農作物の状況報告についてご報告申し上げます。農地法等議案の 19 ページをご覧ください。報告案件は 3 件になります。

支柱を立てて太陽光パネルを設置したまま、その下で営農を行う太陽光発電設備につきましては、転用期間を限定した一時転用の取り扱いになります。期間は原則 3 年ですけれども、3 番を見ていただきますと、期間が 10 年となっております。担い手が所有している農地または利用権等を設定している農地で営農を行う場合や、農用地区域内を含めた荒廃農地を活用する場合、農用地区域以外の第 2 種農地、または第 3 種農地を活用する場合といった条件の場合は 10 年となります。

いずれも下部農地における営農の継続を前提としておりますので、農林水産省からの通知で転用許可を受けた者は、下部の農地で生産された農産物に係る収量等の状況を、収穫した年の翌年 2 月末までに許可権者の長野県に報告することになっております。

3 件の報告内容は記載のとおりですが、農作物の状況報告に際しては報告内容が適切であるかについて知見を有する者の確認を受けることになっております。1 番は穂保地区でワラビ栽培を行うものです。右側の報告内容にも書いてありますとおり、総収穫量は 450.7 キロ。前年より 110 キロ増。10 アール当たりに換算すると単収は 87.5 キログラムになりまして、地域

の平均的な単収 350 キログラムには到達していませんが、長野地域振興局林務課の指導を受ける中で、未実施の全ての箇所において土壌改良を実施し、収穫量の増加に取り組んでいるということです。なお、確認は長野地域振興局林務課長が行っております。

2番は小田切塩生地区でのワラビ栽培です。令和元年度に植え付けし、令和2年度及び令和3年度に補植して、除草と肥培管理をしたが現在のところ育成中につき未収穫の状況です。確認はNPO法人●●理事長の●●さん。現農業委員に行っていたいております。

3番は若穂地区で、花と野菜のポット苗の栽培です。長野県平均単収 10 アール当たり 57,000 個に対し、44,000 個の出荷となっております。この確認は、地区担当の宮沢農地利用最適化推進委員が行っております。

以上3件の報告書を許可権者である長野県に提出いたしましたので、ご報告申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局から、報告第104号について説明がありました。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特にありませんかね。

【質疑なし】

議 長 それでは質問等がないようでございますので、報告案件でございまして、ご了解をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第226号 長野市開発審査会委員の推薦についてを議題といたします。それでは事務局から本案件の説明をお願いいたします。

竹内事務局長補佐 事務局の竹内です。議案第226号 長野市開発審査会委員の推薦についてでございます。

まず1番、依頼ということではありますが、長野市の建設部建築指導課が担当しております、こちらから依頼がありました。令和2年の3月末をもって現委員の任期が満了するという事で、農業委員会から引き続き委員を推薦してほしいということでもあります。

2番に、開発審査会の概要がございまして、都市計画法第78条に基づき、設置されているということで、当委員会からは経済分野の委員として1名選出ということになっておりまして、南部地区調査会長の村田委員に現在出させていただいております。

3番の、候補者の推薦ということでもありますけれども、事務局としましては、引き続き村田地区調査会長に、受けていただけたらと考えております。

議 長 　ただ今事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。特にないですよ
ね。

【質疑なし】

議 長 　それでは採決に入ります。議案第 226 号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　ありがとうございます。全員の方の賛成を確認いたしました。よって議案第 226 号は原案のとおり決定いたしました。村田調査会長にはお忙しいところ恐縮ですが、引き続き審査会委員をよろしくをお願いいたします。

本日予定されている議題につきましては全て終了いたしましたけども、皆さんのほうから議案として提案される内容等ございましたらお願いいたします。特にありませんか。

それでは短時間で効率の良い議案審議をいただきましてありがとうございます。私の任務を全て終了いたしましたので、これで退席をさせていただきまして、曾根代理に進行のほうをお願いすることといたします。ありがとうございます。

曾根会長代理 　青木会長、議長の役、大変お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次に 8 のその他に移ります。本日の議事全体を通して、委員の皆さまからなにかございましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。なければ最後に事務局から今後の日程の説明も含めてお願いしたいと思います。

竹内事務局長補佐 　事務局の竹内です。それでは次第をご覧いただきたいと思います。今後の日程ということで、次回の総会、載せてございます。3月 28 日、月曜日、午後 1 時半から午後 3 時半まで、こちらの 10 階講堂を予定しております。

それから次第の裏面をご覧いただきたいと思いますが、上段に地区調査会の予定を載せてございますので、ご確認いただきたいと思います。それから下段になりますが、今後の会議日程ということで、4 月末までの日程を載せてございますので、お忙しい中ではありますが、ご予約のほうお願いしたいと思います。事務局からは以上になりますが、よろしくをお願いいたします。

曾根会長代理 　今の事務局の説明はよろしいですか。以上で第 25 回の総会を終了といたします。長時間にわたりましてありがとうございます。